

各附属病院職員 殿

附属病院長

誓約書の提出について

筑波大学附属病院の保有する診療に係る個人情報の保護管理に関する細則（平成31年3月25日附属病院細則第79号）第6条第3項に基づき、全職員（非常勤職員を含む。）は、別紙「患者の個人情報の保護に関する誓約書」を提出願います。

【参 考】

筑波大学附属病院の保有する診療に係る個人情報の保護管理に関する細則

（職員等の責務）

第6条 職員、病院利用者、研修生、実習生及び本院の業務の委託を受けている者（以下「職員等」という。）は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「法」という。）の趣旨に則り、関連する法令及び法人規則等並びに総括保護管理者、保護管理者、保護担当者及び管理担当者の指示に従い、保有個人情報を取り扱わなければならない。

2 職員等は、その業務に関して知り得た個人情報の内容を正当な事由なく第三者に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。職員等であった者も同様とする。

3 職員等は、別記様式第1号、第2号又は第3号の患者の個人情報の保護に関する誓約書を保護管理者に提出しなければならない。

別記様式第1号（第6条第3項関係）

年 月 日

患者の個人情報の保護に関する誓約書

個人情報保護管理者（筑波大学附属病院長） 殿

所 属

氏 名

（自 筆 署 名）

私は、筑波大学附属病院（以下「病院」という。）において職務を行う場合において、患者の個人情報保護に関する次の事項を遵守することを誓約します。

- 1 個人情報保護に関する法令及び筑波大学の法人規則等（※）をよく理解し、これを遵守いたします。
- 2 職務上知り得た個人情報は、正当な事由なく第三者に漏らしません。その職を退いた後も同様といたします。
- 3 個人情報を紛失又は紛失のおそれがある場合は、速やかに所属長等を通じて個人情報保護管理者（病院長）に報告いたします。その職を退いた後も同様といたします。
- 4 故意又は重大な過失によって、病院に損害を与えた場合は、その損害を賠償いたします。

※現行法令及び法人規則等については、必要に応じて病院総務部総務課（内線 3513）にご確認ください。